

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2012-45144(P2012-45144A)

【公開日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-010

【出願番号】特願2010-189267(P2010-189267)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/08 (2006.01)

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/08 D

A 6 2 B 18/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月20日(2012.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の台形の襞が折りたたまれたシートで形成され、前記台形の上底および下底以外の2辺で前記襞が接合される本体部と、

前記本体部の、前記台形の下底の端点の角部に取り付けられる1対の耳掛け紐と、を有し、

マスクの装着状態で前記上底側が肌に対向する側、前記下底側が肌に対向しない側となることを特徴とするマスク。

【請求項2】

前記複数の台形の襞において、前記台形の高さがすべて等しいことを特徴とする請求項1記載のマスク。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の一態様のマスクは、複数の台形の襞が折りたたまれたシートで形成され、前記台形の上底および下底以外の2辺で前記襞が接合される本体部と、前記本体部の、前記台形の下底の端点の角部に取り付けられる1対の耳掛け紐と、を有し、マスクの装着状態で前記上底側が肌に対向する側、前記下底側が肌に対向しない側となることを特徴とする。